

身延町強靱化計画

令和3年3月

身 延 町

目 次

第1章	計画の策定趣旨、位置付け	1
1	計画の策定趣旨	1
第2章	基本的な考え方	3
1	基本目標	3
2	事前に備えるべき目標	3
3	取組方針	3
第3章	脆弱性評価	5
1	脆弱性評価の方法	5
2	想定するリスク	5
3	起きてはならない最悪の事態	6
4	施策分野	8
5	脆弱性評価の結果	8
第4章	身延町強靱化の推進方針	9
1	起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策（推進方針の項目）	9
2	施策分野ごとの施策（推進方針の項目）	22
第5章	施策の重点化	28
1	特に回避すべき「最悪の事態」の選定	28
2	施策の重点化	29
第6章	計画の推進と見直し	33
1	計画の進捗管理と見直し	33
2	計画の推進期間	33
3	他の計画等の見直し	33

はじめに

1 国の対応

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の脆弱性が明らかになり、今後災害が発生した場合の対応の遅れや準備不足が危惧され、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害への備えが重要課題として認知されることとなりました。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（以下『基本法』という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を閣議決定し、平成 29 年 12 月に基本計画の見直しを行いました。

2 県の対応

県についても、平成 26 年 6 月の「国土強靱化基本計画」の閣議決定を受け、平成 27 年 12 月に「山梨県強靱化計画」を策定、平成 29 年 12 月の国の見直しを受け、令和 2 年 3 月「山梨県強靱化計画」の見直しを実施しました。

3 町の対応

身延町では、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火等の大規模災害への備えのため、想定されるリスクごとに計画された防災・減災の指針となる「身延町強靱化計画」を策定し、今後は、「身延町総合計画」やそれに基づく各種計画を修正または新たに作成する際にその要素を取り入れることにより、町民が安心・安全に暮らしができる町づくりに努めます。

第 1 章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

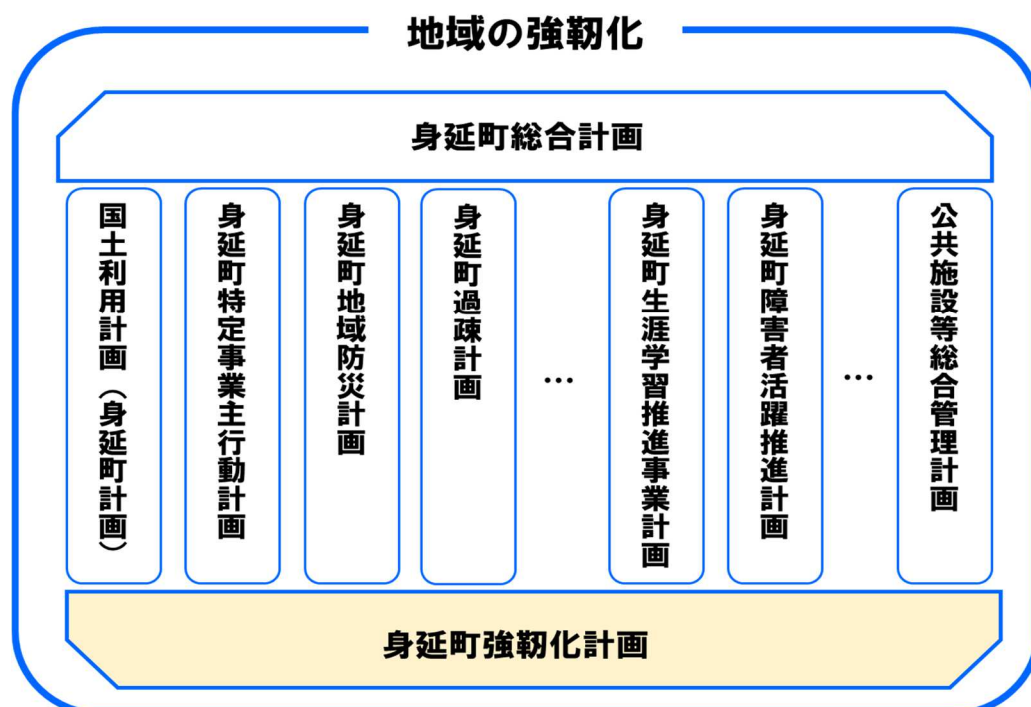
平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）が制定され、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が定められました。

この基本法に基づき、身延町は、いかなる自然災害が発生しようとも、「一人の犠牲者も出さないまちづくり」を目指して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域の構築に向けた「身延町強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、町が直面する可能性のある大規模災害等に対してその脆弱性を評価し取り組むべき施策を明らかにしたものです。したがって、「身延町総合計画」やそれに基づく各種計画に「防災・減災」という観点を取り入れていく際に、その観点を具体化していくための指針となるものです。

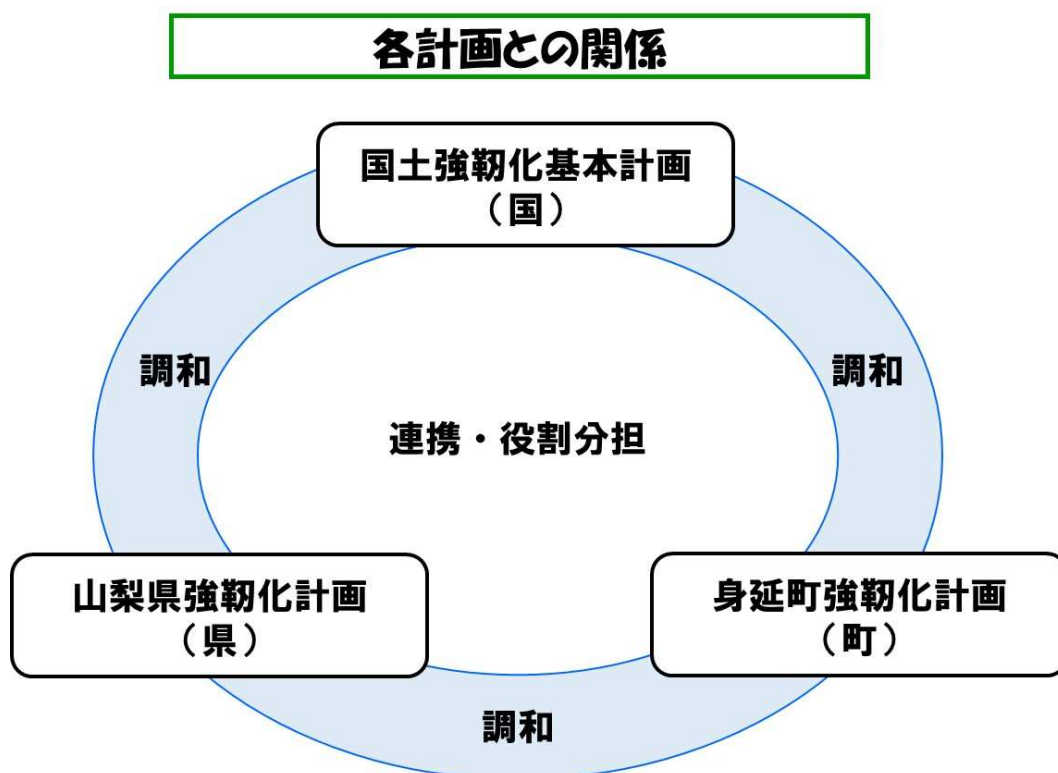
身延町強靱化計画の位置付け(イメージ)



3 関係行政機関との関係

国土強靱化の取り組みは、国や県などの関係行政機関と一体で進めるべきもので、本計画は国の基本計画や山梨県強靱化計画と調和が保たれなければなりません。

そのため、国の基本計画と整合を図った基本目標や事前に備えるべき目標を定めた上で本町において想定されるリスクや地域特性、これまでの施策や取り組み状況などを踏まえつつ、基本計画と調和を図った計画を策定しています。



第2章 基本的な考え方

「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を次のとおり定めます。

1 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定します。

いかなる自然災害が発生しようとも、一人の犠牲者も出さない町づくりを目指します。

- ①町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されることを目指します。
- ②町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を目指します。
- ③迅速な復旧復興を目指します。

2 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保
- ②救急・救助、医療活動等を迅速に実施
- ③大規模自然災害発生直後から不可欠な行政機能の確保
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- ⑤大規模自然災害発生直後から経済活動の機能不全を抑制
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害の発生を抑止
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備

3 取組方針

(1) 強靱化計画へ取り組む姿勢

- 本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画に取り組むこと。
- 地域の活性化にもつながり、本町の持続的成長に寄与する取組みであること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、町民と町が適切に連携及び役割分担して取り込むこと。
- 平時にも有効に活用される対策となりうる工夫をすること。

○公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること。

(3) 効率的な施策の推進

○行政需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の確保と効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること。

○既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。

○国の施策、民間活力の積極的な活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

○人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

○子供、女性、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

○自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること。

(5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

○地域の強靱化を効果的に高めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報の共有、適切な役割分担を行うこと。

○災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、幅広く連携を促進すること。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害など様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行うため、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施しました。

脆弱性評価の流れ

①想定するリスクの特定

②「起きてはならない最悪の事態」の設定

③施策分野の設定

④脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価

⑤推進方針の検討

脆弱性評価の結果に基づき、今後必要となる施策とその推進方針を検討

2 想定するリスク

国土強靱化計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪とします。

（1）地震

ア 南海トラフ地震については、本町は地震防災対策を推進する必要がある地域として、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがあります。

イ 首都直下地震については、「首都直下地震緊急対策地域」に指定されていないものの、発生切迫が指摘されており、発生した場合、本町に及ぼす影響が大きいと予想されます。

ウ 活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、身延活断層地震、糸魚川—静岡構造線地震）については、発生した場合、本町に及ぼす影響が大きいと予想されます。

（2）富士山火山噴火

富士山は、1707年に噴火（宝永噴火）の記録があり現在活火山です。今後、富士山で大規模な噴火が起きた場合、本町には、溶岩流及び降灰の堆積が予想されます。

(3) 豪雨・豪雪

ア 豪雨災害については、過去の災害履歴を見ていくと台風などの豪雨による河川の氾濫、土砂災害により大きな被害を被っていることがわかります。

イ 豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、幹線道路等が寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところであります。

(4) その他

こうした大規模な自然災害は、同時発生などより複合災害になることも想定しなければなりません。

3 起きてはならない最悪の事態

強靱化計画の策定にあたっては、地域を強靱化していく上で目標を明確にしておく必要があります。このため、脆弱性の評価にあたっては、第2章で設定した基本目標及び事前に備えるべき目標に、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、山梨県強靱化計画で設定されている33の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、29の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。(次項の表参照)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（２９）	
1	大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保	1-1	住宅・建物・公共施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害及び豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達等の不備による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	救助・救急、医療活動の途絶による死者の発生
2	救急・救助、医療活動等の迅速な実施	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食糧、休憩場所等の提供不足
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の増加
3	大規模自然災害発生直後から不可欠な行政機能の確保	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の発生
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報サービスが機能停止・中断し、災害情報が必要な者に伝達ができない事態
5	大規模自然災害発生直後から経済活動を機能不全の防止	5-1	サプライチェーンの寸断による企業の生産能力の低下による経営の悪化や倒産
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワーク（中央道、中部横断自動車道、鉄道）の機能停止又は、県外との交通遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期の復旧	6-1	電力供給ネットワーク（発・変電所、送配電設備）や石油、LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能停止
		6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な複合災害・二次災害の発生を抑止	7-1	沿線・沿道の建築物の倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	防災インフラ、自然発生したダムやため池等の損壊による機能不全
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

脆弱性評価は、基本法において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画及び身延町総合計画を参考に、個別施策分野を7分野、横断的施策分野を3分野、複合的施策分野としました。

(1) 個別的施策分野

- ①行政機能・消防
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦土地保全

(2) 横断的施策分野

- ①老朽化対策
- ②リスクコミュニケーション
- ③地域振興

(3) 複合的施策分野

5 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

29の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理しました。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性結果は、別紙2のとおりです。

なお、現行施策のうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくためには、様々な工夫が求められます。

第4章 身延町強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとしました。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策（推進方針の項目）

1. 大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保

1-1 住宅・建物・公共施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

○防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の準備
- ・災害時における連絡体制の強化

○地域防災力の強化

- ・住民参加型の地震防災訓練の実施
- ・自主防災組織の充実強化及び維持
- ・ハザードマップの改正
- ・様々な事態を想定した図上訓練の実施
- ・地区連絡本部との連携
- ・自主防災組織、人財育成及び意識啓発
- ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・地区防災計画等の作成促進

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）
- ・公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進
- ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
- ・狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進
- ・電柱の地中化の推進

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸・ホテル等の住宅の提供についての協力体制の推進

○被災建築物等の危険度判定の実施

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
- ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
- ・SNS等活用による情報収集体制の整備

- ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 小中学校における防災対策の推進
- 保育所（学童保育を含む。）等における防災対策の推進
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・医療救護の広域応援体制の整備

1-2 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 身延町地域防災計画の修正及び広域的な避難への対応の検討
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・要配慮者支援マニュアル等の更新
 - ・福祉避難所運営マニュアル等の更新
 - ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・医療救護の広域応援体制の整備
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備
- 水防対策の推進
 - ・水防用資材の備蓄の推進
 - ・水防訓練等の実施
 - ・ハザードマップの改正

1-3 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

- 広域応援協定の整備
- 富士山火山防災教育等への参加及び教育内容の普及
- 富士山火山防災の推進
 - ・身延町地域防災計画の修正及び訓練への参加
 - ・避難・輸送の支援協定の締結の推進
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・医療救護の広域応援体制の整備
- 降灰対策の推進
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

1-4 大規模な土砂災害及び豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 土砂災害対策の推進
 - ・ 治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・ 防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・ アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・ SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・ 狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・ 医療救護の広域応援体制の整備
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備

1-5 情報伝達等の不備による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 被害情報の収集体制の確立
 - ・ 防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・ アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・ SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 通信機能の強化
 - ・ 防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - ・ 避難所等の電源確保体制の整備
- 障害者等に対する情報支援及び避難の支援体制の構築
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・ 要配慮者支援マニュアル等の更新
 - ・ 福祉避難所運営マニュアル等の更新
 - ・ 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・ 医療救護の広域応援体制の整備

1-6 救助・救急、医療活動の途絶による死者の発生

- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 障害者等に対する情報支援及び避難の支援体制の構築
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・医療救護の広域応援体制の整備

2. 救急・救助、医療活動等の迅速な実施

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

- 災害備蓄品の確保
 - ・集落単位での備蓄の確保
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・避難所への公的備蓄の保管推進（食料等の確保）
- 災害時保健医療体制の整備
 - ・医療器材の備蓄
 - ・各家庭での常備薬の備蓄の促進
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 避難所の運営
 - ・避難所等の電源確保体制の整備
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・災害時における燃料確保の推進

- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための道路整備
 - ・基幹農道の整備
 - ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
 - ・幹線街路網の整備の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 地域防災力の強化
 - ・ハザードマップの改正
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備
- 水防対策の推進
 - ・水防用資材の備蓄の推進
 - ・水防訓練等の実施
 - ・ハザードマップの改正

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための道路整備
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備
- 森林の公益的機能の増進

2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下

- 消防力等の充実強化
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- 救助・救急体制の強化
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進
- 災害時保健医療体制の整備
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・大規模震災時医療救護体制の整備
 - ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
 - ・医療救護の広域応援体制の整備
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
 - ・幹線街路網の整備の推進

2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食糧、休憩場所等の提供不足

- 災害備蓄品の確保
- 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備

2-5 被災地における疫病・感染症の大規模発生

- 災害時防疫体制の構築
- 災害時保健医療体制の整備
 - ・医療器材の備蓄
 - ・各家庭での常備薬の備蓄の促進
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の増加

- 地域防災力の強化
 - ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
 - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
 - ・地区防災計画等の作成促進
 - ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- 災害備蓄品の確保
- 学校における避難所運営体制の整備
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進
- 災害時保健医療体制の整備
 - ・医療器材の備蓄
 - ・各家庭での常備薬の備蓄の促進
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 障害者等に対する情報支援及び避難の支援体制の構築

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

3. 大規模自然災害発生直後から不可欠な行政機能の確保

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の発生

○交通規制及び交通安全対策の実施

- ・交通安全施設等の整備の推進

○災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進

- ・電線類の地中化の推進

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

○防災体制の充実・強化

- ・災害時における連絡体制の強化
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化
- ・非常参集体制の確立

3-3 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）
- ・本庁舎以外の耐震化
- ・地区連絡本部との連携
- ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

○災害備蓄品の確保

○災害対策本部の予備施設の指定

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等
 - ・住宅等への自立型電源の普及促進
- 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入推進
- 通信機能の強化
 - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - ・避難所等の電源確保体制の整備

4-2 情報サービスが機能停止・中断し、災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 通信機能の強化
 - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - ・避難所等の電源確保体制の整備
- 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備
 - ・被災者に対する情報提供

5. 大規模自然災害発生直後から経済活動を機能不全の防止

5-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産能力の低下による経営の悪化や倒産

- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・幹線街路網の整備の推進
 - ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・災害時における燃料確保の推進
- 燃料供給ルート of 確保
 - ・広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 燃料供給ルート確保
 - ・広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備

5-3 基幹的交通ネットワーク（中央道、中部横断道、鉄道）の機能停止又は、県外との交通遮断による物流・人流への甚大な影響

- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・幹線街路網の整備の推進
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備

5-4 食料等の安定供給の停滞

- 災害備蓄品の確保
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・緊急輸送道路となる基幹道路の整備
 - ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

<h2>6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧</h2>

6-1 電力供給ネットワーク（発・変電所、送配電設備）や石油、LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能停止

- 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等
 - ・住宅等への自立型電源の普及促進
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・緊急輸送道路となる基幹道路の整備
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・災害時における燃料確保の推進

- 燃料供給ルート確保
 - ・広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備
- 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入推進

6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - ・災害時における給水協力関係の強化
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進

6-3 地域交通ネットワークの分断

- 災害時応急対策の推進
 - ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための道路整備
 - ・幹線街路網の整備の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備

7. 制御不能な複合災害・二次災害の発生を抑制

7-1 沿線・沿道の建築物の倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進
 - ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）
- 被災建築物等の危険度判定の実施
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

- 災害時応急対策の推進
 - ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備

7-2 防災インフラ、自然発生したダムやため池等の損壊による機能不全

- 災害対策本部の予備施設の指定

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 森林の公益機能の増進
- 鳥獣害対策の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 農村資源の保全管理活動の推進
- 農産物の生産技術の普及等
 - ・農業者に対する経営再建資金制度の周知
- 農地の保全等による災害対策の推進
- 洪水被害等を防止する排水施設の整備

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理体制の整備
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

8-2 復旧・復興を担う人財等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域防災力の強化
 - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持

- ・ 自主防災組織、人財育成及び意識啓発
 - ・ 災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
 - ・ 地区防災計画等の作成促進
- 救助・救急体制の強化
- ・ 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
- ・ 福祉避難所運営マニュアルの策定
 - ・ 女性や子育て家庭、災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施
 - ・ 災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
 - ・ ボランティアコーディネーターの養成の推進
- 地籍調査の推進
- ・ 災害発生後の復旧・復興が迅速に行えるよう地籍調査の順次実施

2 施策分野ごとの施策（推進方針の項目）

（1）個別施策分野

①行政機能・消防

- 庁舎の災害対応力の強化
 - ・本庁舎の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）
 - ・本庁舎以外の耐震化
 - ・地区連絡本部との連携
 - ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化
- 防災体制の充実・強化
 - ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の準備
 - ・災害時における連絡体制の強化
 - ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化
 - ・非常参集体制の確立
- 救助・救急体制の強化
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進
- 地域防災力の強化
 - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持
 - ・ハザードマップの改正
 - ・様々な事態を想定した図上訓練の実施
 - ・地区連絡本部との連携
 - ・自主防災組織、人財育成及び意識啓発
 - ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
 - ・地区防災計画等の作成促進
 - ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
 - ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- 学校における避難所運営体制の整備
- 災害対策本部の予備施設の指定

②住宅・都市

- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅・ホテル等の提供についての協力体制の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - ・災害時における給水協力関係の強化
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）
 - ・公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進
- 道路除排雪計画の策定等
- 小中学校における防災対策の推進
- 保育所（学童保育を含む。）等における防災対策の推進
- 被災建築物等の危険度判定の実施
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

③保健・福祉・医療

- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・要配慮者支援マニュアル等の更新
 - ・福祉避難所運営マニュアル等の更新
 - ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
 - ・避難所への公的備蓄の保管推進（食料等の確保）
 - ・女性や子育て家庭、災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施
 - ・ボランティアコーディネーターの養成の推進
- 災害時防疫体制の構築
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備
 - ・大規模震災時医療救護体制の整備
 - ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
 - ・医療救護の広域応援体制の整備
- 災害時保健医療体制の整備
 - ・医療器材の備蓄
 - ・各家庭での常備薬の備蓄の促進

④エネルギー

- 燃料供給ルートの確保
 - ・広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・災害時における燃料確保の推進
- 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等
 - ・住宅等への自立型電源の普及促進
- 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入推進

⑤情報通信

- 庁舎の災害対応力の強化
 - ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災行政無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
 - ・アマチュア無線による被害情報の収集体制の確立
 - ・SNS等活用による情報収集体制の整備
 - ・ドローン等を活用した被害情報の収集体制の整備
- 通信機能の強化
 - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - ・避難所等の電源確保体制の整備

⑥交通・物流

- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・災害時における燃料確保の推進
- 災害時応急対策の推進
 - ・道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進
 - ・電柱の地中化の推進
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路等の整備
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止のための道路整備
 - ・基幹農道の整備

- ・ 緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・ 幹線街路網の整備の推進
- ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- 道路除排雪計画の策定等
- 交通規制及び交通安全対策の実施
 - ・ 交通安全施設等の整備の推進
- 燃料供給ルートの確保
 - ・ 広域の県指定緊急輸送道路と防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路の指定及び整備
- 降灰対策の推進
 - ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保
 - ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全

⑦ 土地保全

- 森林の公益的機能の増進
- 災害廃棄物処理体制の整備
 - ・ 災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・ 治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 水防対策の推進
 - ・ 水防用資材の備蓄の推進
 - ・ 水防訓練等の実施
 - ・ ハザードマップの改正
- 農産物の生産技術の普及等
 - ・ 農業者に対する経営再建資金制度の周知
- 農地の保全等による災害対策の推進
- 鳥獣害対策の推進
- 降灰対策の推進
 - ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保
 - ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から農地及び森林の保全
- 地籍調査の推進
 - ・ 災害発生後の復旧・復興が迅速に行えるよう地籍調査の順次実施

(2) 横断的分野

①老朽化対策

- 災害に強いまちづくり（インフラ等の長寿命化、耐震化）の推進
 - ・建築物等の耐震対策の推進（木造住宅等の耐震化の推進）
 - ・公営住宅長寿化計画による施設の長寿化の推進
 - ・橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・狭隘道路（町道・農道・林道等）の拡張の推進
 - ・電柱の地中化の推進
 - ・水道施設等の長寿命化の推進
 - ・水道施設等の耐震化の推進
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進
 - ・下水道施設等の耐震化の推進

②リスクコミュニケーション

- 地域防災力の強化
 - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持
 - ・ハザードマップの改正
 - ・様々な事態を想定した図上訓練の実施
 - ・地区連絡本部との連携
 - ・自主防災組織、人財育成及び意識啓発
 - ・地区防災計画等の作成促進
 - ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
 - ・災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
 - ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・福祉避難所運営マニュアル等の更新
 - ・女性や子育て家庭、災害時要配慮者に配慮した避難所運営の実施
 - ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
 - ・ボランティアコーディネーターの養成の推進

③地域振興

- 地域防災力の強化
 - ・住民参加型の地震防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持
 - ・ハザードマップの改正
 - ・様々な事態を想定した図上訓練の実施

- ・ 地区連絡本部との連携
- ・ 自主防災組織、人財育成及び意識啓発
- ・ 地区防災計画等の作成促進
- ・ 自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・ 災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
- ・ 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

(3) 複合的組織分野

大規模な自然災害発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、複合的に事業を推進していくものとします。

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靱化を進めるためには、施策の優先順位をつけて重点化しながら進める必要があります。

このため、8つの「事前に備えるべき目標」に係る29の「起きてはならない最悪の事態」から人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域的特性等の観点から、特に回避すべき15の「最悪の事態」を選定しました。（下表）

事前に備えるべき目標		特に回避すべき最悪の事態（15）	
1	大規模自然災害が発生しても人命の保護を最大限確保	1-1	住宅・建物・公共施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害及び豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達等の不備による避難行動等の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	救助・救急、医療活動の途絶による死者の発生
2	救急・救助、医療活動を迅速に実施	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺又は大幅な低下
3	大規模自然災害発生直後から不可欠な行政機能の確保	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
5	大規模自然災害発生直後から経済活動を機能不全を防止	5-3	基幹的交通ネットワーク（中央道、中部横断自動車道、鉄道）の機能停止又は、県外との交通遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧	6-1	電力供給ネットワーク（発・変電所、送配電設備）や石油、LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断

2 施策の重点化

1 の特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策として選定し、本計画において特定したリスク(大規模自然災害)ごとの対策として整理しました。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施します。

(1) 地震

ア 耐震化等の対策

建築物の地震に対する安全性向上のため町庁舎、学校等の公的施設、大規模建築物、避難路沿道建築物、住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラ等の耐震化・長寿命化、電線類地中化、土地区画整理事業の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進します。

また、住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して町民の防災意識や災害対応力の向上を図ります。

(ア) 建築物等の耐震対策の推進

(イ) 本庁舎等の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）

(ロ) 災害に強いまちづくり推進

(ハ) インフラ等の長寿命化、耐震化

(ニ) 地域防災力の強化

イ 土砂災害等における陸の孤島化対策

土砂災害から町民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進する。避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化などの整備により災害に強い交通網の整備を図ります。

また、発災時の生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充やインフラ復旧のための体制整備を推進します。

(ア) 土砂災害対策の推進

(イ) 森林の公益的機能の維持・増進

(ロ) 農地の保全等による災害対策の推進

(ハ) 緊急物資・燃料の確保

(ニ) 道の駅等への防災施設の整備

(ホ) 災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- (キ)インフラ等の長寿命化、耐震化
- (ク)発災後のインフラ復旧対策の推進

(2) 富士山火山噴火

身延町地域防災計画を改訂し、突発的な噴火への対応も含め、情報提供体制及び通信機能の強化、観光客等の滞留者の受け入れ、広域避難等について必要な事項を整備します。

- ア 広域協定の整備
- イ 予想される降灰対策の推進

(3) 豪雨・豪雪

ア 水害対策

町民の生命・財産を守るための河川整備、河川管理施設を推進するとともに、洪水時の広域避難の実施、水防訓練等を推進します。

また、浸水に伴う町域を越えた避難や減災方法等について検討を行います。

- (ア)地域防災力の強化
- (イ)洪水被害等を防止する治水対策の推進
- (ウ)水防対策の推進
- (エ)農地の保全等による災害対策の推進

イ 土砂災害等による陸の孤島化対策

土砂災害から町民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進します。避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化により災害に強い交通網の整備を図ります。

また、発災時の生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充やインフラ復旧のための体制整備等を推進します。

(4) すべての災害に関連する事項

ア 情報収集・発信体制の強化

町民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のためのシステム整備等の被害情報収集体制の構築、通信機能の強化を行います。

また、要配慮者や外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備を促進します。

- (ア)通信機能の強化
- (イ)防災・災害情報提供体制の整備
- (ウ)被害情報の収集体制の確立

イ 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化

ウ 町等行政機関の維持

本庁舎等の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）や災害対策本部・初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備等を行い、町役場の災害対応力の強化を図ります。

また、防災拠点等の非常用電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図ります。

(ア) 町職員の災害対応力の強化

(イ) 町防災体制の充実・強化

(ウ) 地域防災力の強化

(エ) 本庁舎等の耐震化（庁舎の新築移転を含む。）

(オ) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

エ 食料の安定供給

食料の安定供給のため、荒廃農地の発生防止・解消を図るとともに、未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図り、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進します。

オ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

安全・安心な地域づくりを推進するため、太陽光や小水力、バイオマス等の再生可能エネルギー等を導入し、エネルギー供給力を充実させ、災害に強く平常時の省エネ等にも貢献できる、自立・分散型エネルギー社会の構築を推進します。

(ア) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

(イ) 発災後のインフラ復旧対策の推進

カ 地域交通ネットワークの維持

避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる幹線道路・農道・林道等の整備、橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図ります。

また、災害時の応急対策業務体制を整備するとともに、道路機能を迅速に回復させるため、道の駅等の防災機能の確保等を推進します。

(ア) 災害時に備え、町道を拡幅するなどの整備を促進する。

(イ) インフラ等の長寿命化、耐震化

(ウ) 災害時応急対策の推進

(エ) 道の駅等への防災施設の整備

(オ) 道路除排雪計画の策定

(カ) 防災・減災対策の推進のため、林道事業を実施する。

- ・ 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に記載されている林道の整備 34 路線
- ・ 身延町森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に記載されている林道の整備 34 路線
- ・ 地域再生計画に記載されている林道の整備 2 路線

キ 防災教育・普及啓発の推進

災害時における相談支援体制の充実、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、学校における防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図ります。

また、防災教育関連事業の一層の充実を図るため、関係各課等の情報共有や相互連携を推進します。

- (ア) 防災教育等による地域防災力の強化
- (イ) 学校における防災教育等の推進
- (ウ) ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

ク 人財育成の推進

防災対策に関する意識啓発及び防災士の養成を進め、地域の防災力を支える人財を育成します。

ケ 官民連携の推進

災害時における相談支援体制の充実とともに、NPO、ボランティア団体等との連携の促進により防災体制の強化を図ります。

- (ア) 災害時相談支援体制の充実
- (イ) NPO等との連携・協働の促進

コ 老朽化対策の推進

これから更新時期を迎える老朽施設が増加することを見据え、公共施設等（公共建築物・インフラ）の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定し、フォローアップするとともに、個別の長寿命化計画等に基づき計画的な公共施設等の老朽化対策を推進します。

- (ア) 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
- (イ) 公共施設等の老朽化対策の推進

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化に向けては、「身延町総合計画」と連携し、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

このため、本計画の推進にあたっては、関連施策の進捗状況を把握しつつ、重点化の見直しなども含め町の保有する各種計画を修正する際に改めて現状を評価することとします。また、予算編成や国への施策提案に結び付け新たに施策展開を図る PDCA サイクルを構築の一助とします。

2 計画の推進期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を通じた国土強靱化施策進捗状況などを考慮するとともに、町の根幹計画である「身延町総合計画」と連携した期間を推進期間とします。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応します。）

3 他の計画等の見直し

本計画は、「身延町総合計画」及び強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図り見直しを行っていきます。